

「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」の変更申請をしました

平成19年5月24日、国に対し「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」の変更申請(第7次申請)を行いました。
「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」では、これまで「公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大」を活用していますが、今回、新たに、外国人研究者の在留に係る支援措置が追加されたため、計画に支援措置を追加します。

1 計画概要

(1) 目的

国の支援措置を活用して企業誘致を推進するとともに、企業立地促進条例等を活用した本市独自の取組みを推進し、横浜経済の活性化を図ります。

(2) 区域

市内全域

(3) 現在、認定されている支援措置

「公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大(C3004)」(国土交通省、総務省)

(4) 今回新たに追加する支援措置

「外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業(B0501)」(法務省)

「外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業(B0502)」(法務省)

(5) 追加する支援措置の対象機関

○独立行政法人理化学研究所 横浜研究所

○公立大学法人横浜市立大学 鶴見キャンパス

【本市の地域再生の取り組み】

地域再生制度は、地域経済の活性化と地域雇用の創造を、地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、平成15年10月に内閣に設置された「地域再生本部」によって創設され、本市でも平成16年6月に「文化芸術創造都市づくり計画」、平成18年11月に「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」の認定を受けています。

2 問合せ先

○「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」について:経済観光局産業立地調整課 tel: 671-2590

○横浜市の地域再生計画について:都市経営局政策課 tel: 671-4206